●●●会規約

（名称）

第１条 本会は、●●●会と称する。

（事務所）

第２条 本会の事務所は、●●●に置く。

（事務局）

第３条 本会の事務局は、香芝市役所●●課内に置く。

（目的）

第４条 本会は、●●●を通して、●●●を図ることを目的とする。

（活動内容）

第５条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) ●●活動

(2) ●●に関すること

(3) その他本会の目的達成のために必要な活動

（会員）

第６条 会員は、本会の目的に賛同する者とする。

２ 本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

（役員）

第７条 本会に次の役員を置く。

(1) 会 長 　1名

(2) 副会長 ●名

(３) 理 事 　　●名

(４) 会 計 　　●名

(５) 監 事 　　●名

２ 役員は、会員の互選による。

３ 役員の任期は●年とする。ただし、再任することができる。

（役員の任務）

第８条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

３　理事は、役員会の所管に属する事項を審議する。

４ 会計は、本会の会計を総括する。

５ 監事は、本会の会計を監査する。

（会議）

第９条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

２ 総会は、年１回開催するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができる。

３ 役員会は、必要に応じて開催するものとする。

４　会議は、会員の過半数の出席によって成立し、議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（総会の審議事項）

第１０条 総会は、次の事項を審議する。

（１）事業計画・事業報告

（２）収支予算・決算

（３）役員の選任及び解任

（４）規約の改正

（５）その他の重要事項

（役員会の審議事項）

第１１条 役員会は、次の事項を審議する。

（１）総会で議決した事項の執行に関すること

（２）総会に付議すべき事項

（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること

（経費）

第１２条 本会の運営に要する経費は、会員の会費、事業に伴う収入、補助金及び寄附金等をもって充てる。

（会計年度）

第１３条 会計年度は、毎年●月●日に始まり、翌年●月●日に終わる。

（会計監査）

第１４条 本会の会計監査は、会長立ち会いのうえ監事により年１回以上行うものとする。

（その他）

第１５条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は役員会で定める。

附 則

この規約は、●●年●●月●●日から施行する。